

平成19年度随意契約(物品役務等)

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	備考
液体クロマトグラフ・質量分析装置一式賃貸借及び保守	平成19年4月2日	昭和リース株式会社 新宿区四谷3-12	当該液体クロマトグラフ・質量分析装置は、畜産動物に残留するごく微量の化学物質の同定・定量を目的として使用するもので、本装置一式は、当業務が要求する仕様基準を満たしたそれぞれの装置を、一体のシステムとして運転制御できるように構築されているものである。当業務には現システムが必要不可欠であり、検査途中で機種の変更を行うことは検査の信用性からも不可能であり、また、新システムに変更する際には、事前の準備が相当に必要である。以上により、業務を円滑に運営していくためには、現システムを継続して使用する必要があることから、契約をする上で競争を許さない。よって、昭和リース株式会社と会計法第29条の3第4項による随意契約を締結する。	5,077,800	5,077,800	100%	
豚及び寧丸	平成19年4月2日	皆野町検定豚飼育組合	<p>1. 予算決算及び会計令第99条16号による、農業協同組合との契約であるため。</p> <p>2. その他の理由</p> <p>動物用生物学的製剤の国家検定において試験に供する豚に要求される規格としては、臨床的に異常がないこと他に、各種ウイルス、細菌に対する抗体を保有していないことがあげられる。(ワクチン接種を行わない)皆野町検定豚飼育組合(以下、皆野)の豚に関しては、このような観点から、ワクチン接種を行わないことはもとより、定期的にウイルス、細菌等の抗体調査が実施され、試験に供する豚としての的確性が確認されている。さらに皆野の豚の品種(LWD)は、現在我が国で食用として流通している主たる品種であり、実際に野外で使用される豚での安全性、有効性を評価するのに適している。なお、食用内に豚を飼育している農場では、一般的に各種ワクチンを接種することから、飼育豚はワクチン抗体を保有しており、ワクチンの安全、力か試験等における微生物学的評価が適切に行われな可能性が高い。</p> <p>一方、ワクチン接種を行わず管理されているSPF豚があるが、仮にSPF豚を用い各種検定を実施したとしても、SPF豚にはワクチン投与がされないことから、その評価はワクチンが用いられる野外での一般的な豚での評価に直接関連しない場合も想定される。</p> <p>よって、皆野の豚は、衛生管理、品種及び約40余年にわたる安定的供給実績の観点から、検定豚購入先としての要件を具備していることから、随意契約締結が適切であると判断する。</p>	4,881,840	4,881,840	100%	単価契約
医薬品副作用システム等保守一式	平成19年4月2日	東芝ソリューション株式会社	<p>会計法第29条の3第4項</p> <p>1. 動物医薬品検査所が「医薬品副作用報告システム」の寄附を受けた理由</p> <p>薬事法に基づく副作用報告に関する事務については、現在本省の畜水産安全管理課の薬事安全基準班が報告内容の調査、必要な措置等の検討等を行い、当所が副作用情報の整理・加工を行い、ホームページ上で公開している。</p> <p>当所は、本システムに入力・報告のあった情報の整理・加工等の実務を行っているため、これまでシステムの設計の改修や不具合等についての業者との連絡・調整を主体的に行ってきたり、それらの実務を担当している部署が本システムを所有し管理することが効率的であるため、当所が本システムの寄附を受けたものである。</p> <p>2. 東芝ソリューション株式会社が「医薬品副作用報告システム」の維持・保守を行う必要性について</p> <p>本システムは、東芝ソリューション株式会社(以下東芝という。)がソフトウェアの設計開発を担当し、平成16年3月に完成した。本システムの開発事業については、ハードウェアの購入費は含まれていなかったため、これまで東芝のハードウェア上で本システムが運用されてきている。</p> <p>本システムの維持・保守費については、東芝のハードウェア上で本システムを適切に作動させることについての維持・保守費用となっているため、本システムを支障なく運用していくためには、東芝が維持・保守に関する業務を行う必要があり、他社がこれを行うことは効率的でない。</p> <p>よって、医薬品副作用報告システムに係る契約の相手方として他の業者は認められず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき当該業者との随意契約を締結することとする。</p>	2,991,555	2,983,680	100%	

平成19年度随意契約(物品役務等)

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	備考
動物医薬品検査所総合検査棟排水滅菌ユニット定期点検及び圧力容器法定点検(性能検査)一式請負業務	平成19年6月25日	セオービット株式会社	<p>総合検査棟は、海外悪性伝染病に対する危機管理対策の一環として平成14年3月に建設された微生物高度封じ込め施設(P3レベル)であることから、その保全是専門的技術及び知識を有する者が実施することが不可欠である。当該施設に設置されている排水滅菌ユニットは、当該施設からの微生物等の野外への漏出を確実に防止するための滅菌装置であり、第1種圧力容器に該当し、法定点検として検査代行機関による検査が義務付けられているものである。検査施設の保全、適正かつ安全な検査棟定業務の実施体制を確保するためにも、滅菌装置の専門的知識、経験を有し、装置の状況に詳しく対応できる者による点検作業が不可欠である。また、本年6月1日付けで施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の改正に伴い、設備の細部まで再点検する必要が不可欠で、かつ装置の特殊性から当該施設内において本業務を実施可能であるのは、装置の製造・設置者であるセオービット株式会社のみであることから、会計法29条の3第4項の規程によりセオービット株式会社と随意契約を締結するものである。</p>	2,011,800	2,011,800	100%	
生物学的製剤検定合格証紙35万枚購入	平成20年1月8日	独立行政法人 国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	<p>会計法第29条の3第4項</p> <p>当初は我が国唯一の動物用医薬品等(以下「医薬品等」という。)に係る国家検定機関であり、薬事法に基づく検定を実施している。</p> <p>医薬品等は、薬事法第43条に基づき検定を受け、かつ、これに合格したものでなければ、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならないとされ、この検定に合格したのものについては、薬事法施行令第61条に基づき医薬品等を取めた容器又は被包に検定合格証紙(以下「証紙」という。)で封を施さなければならず、当所では合格した医薬品等に係る証紙について都道府県への送付(薬事法施行令第60条)を行っているところである。</p> <p>当該証紙は動物用医薬品等取扱規則第157条に基づきその様式が規定され、現在まで送付し封に使用した証紙については財務省印刷局を前身とする独立行政法人国立印刷局によって供給されており、同品質のものを確実かつ適正に供給できるのは契約の相手方以外には無い。</p> <p>また、当該証紙は、薬事法に基づく検定合格品の封に使用するものであることから、原版をその他の者が保有することにより、薬事法の適正な運用に支障を来す場合を想定し、その取扱には万全を期する必要がある。</p> <p>よって、契約の性質又は目的が競争を許さないものと判断されるため会計法第29条の3第4項により随意契約により契約を締結するものである。</p>	3,241,000	3,241,000	100%	